

## 地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 地域工務店によるZEH普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域工務店 一般社団法人環境共創イニシアチブにより、ZEHビルダー又はZEHプランナーとして登録された者であって、栃木県内に本社を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する住宅の施工事業者をいう。
- (2) 住宅 個人が住居として使用する県内に所在する戸建住宅(店舗、事務所等を兼ねるものを含む。)をいう。
- (3) ZEH 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (4) ZEH水準 強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)をいう。)を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (5) 国ZEH事業 国がZEH等の普及促進を目的として実施する補助事業のうち、以下の補助金をいう。
  - ア 脱炭素志向型住宅の導入支援事業  
(子育てグリーン住宅支援事業、みらいエコ住宅2026事業)
  - イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)
  - ウ ア及びイのほか、知事が認めるもの

(交付の目的等)

**第3条** 補助金の名称、交付の目的、対象事業の要件、対象経費及び補助額、相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	補助対象事業の要件	補助対象経費及び補助額	交付の相手方
地域工務店によるZEH普及促進事業補助金	地域工務店において、ZEH水準以上の断熱性能等を有する新築住宅を建築する県民に対し、補助金を交付することにより、ZEHの普及を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減を図る。	別表1に定める要件の全てに適合するもの	別表2に定める経費及び補助額	別表3に掲げる要件の全てに適合する者

(交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、住宅の引き渡しまでに、以下に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付申請書	様式第1号	(1) 誓約書 (2) 申請直近時点での現場写真（補助金交付申請日前から1週間以内に撮影されたものに限る。） (3) 工事請負契約書の写し (4) 県税に滞納がないことの証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたものに限る。） (5) 市町が発行する個人県民税の納税証明書（栃木県内市町に納税義務を有しない者を除き、補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたものに限る。） (6) 国ZEH事業の交付決定通知書又は交付決定のお知らせ等の写し (7) 補助対象住宅の施工事業者が県内の中小工務店であることが確認できる書類（法人登記事項証明書等）の写し (8) その他知事が必要と認める書類	様式第2号	1部	知事が別に定める期日

2 補助金交付申請については、補助対象住宅1戸につき1回限りとし、栃木県が実施する子育て世帯等住宅断熱化支援事業との併用はできないこととする。

(補助の条件)

**第5条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(住所等の変更届)

**第6条** 住所又は氏名を変更（新築する住宅への移転は除く。）したときは、直ちに様式第4号による住所（氏名）変更届に変更後の住民票を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

**第7条** 補助対象者が、規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
地域工務店によるZEH普及促進事業補助金実績報告書	様式第5号	(1) 国ZEH事業の交付額確定通知書又は振込のお知らせ等の写し (2) 建築基準法に定める検査済証の写し (3) 補助対象者が住宅の所在地に居住していることを示す住民票（発行日から3か月以内のものに限る。） (4) 住宅全景及び太陽光発電設備の写真 (5) 住居の引渡証明書の写し (6) その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める期日

(補助金の請求)

**第8条** 補助対象者が規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付請求書	様式第6号	(1) 振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等） (2) その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める期日

(手続代行者)

**第9条** 補助対象者は、第4条の規定による交付の申請、第5条第1項の規定による事業の中止若しくは廃止の申請、第6条の規定による住所等の変更届、第7条の規定による実績報告及び第8条の規定による補助金の請求について、住宅を新築する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

2 手続代行者は、手続に誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助対象者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 知事は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(補助金の経理)

**第10条** 補助対象者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しな

なければならない。

(財産の管理)

**第 11 条** 補助対象者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第 7 号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

**第 12 条** 補助対象者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を補助対象者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による審査を行い、処分を承認する場合には、補助対象者に対し、補助対象設備に係る補助金の返還を請求することができる。

4 補助対象者は、前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

**第 13 条** 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

**第 14 条** 知事は、前条第 1 項の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

**第 15 条** 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要領は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に交付の決定がなされた補助金に係るこの要領の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

3 栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業実施要綱（令和 5 年 4 月 1 日付け気対第 28 号環境森林部

長通知。以下この項において「旧要綱」という。)及び栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付要領(以下この項において「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、旧要綱及び旧要領の廃止前に交付の決定がなされた補助金に係る旧要綱及び旧要領の規定は、廃止後も、なおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

項目	内容
補助金の交付対象となる住宅の要件	<p>(1) 地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に定める「地域の区分」をいう。以下同じ。)1~8地域の平成28年省エネルギー基準(<math>\eta_{AC}</math>値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、外皮平均熱貫流率UA値[<math>m^2K</math>]を地域区分1地域及び2地域で0.4以下、3地域で0.5以下、4・5・6・7地域で0.6以下であるもの。</p> <p>(2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されているもの。</p> <p>(3) 北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85<math>m^2</math>未満である土地に建設するもの(平屋建てを除く)を除き、一次エネルギー消費量の削減に相当程度寄与する量の再生可能エネルギーを導入しているもの。</p> <p>(4) 地域工務店において新築されたもの。</p> <p>(5) 国ZEH事業を活用しているもの。</p>

別表2 (第3条関係)

項目	内容
補助対象経費	補助対象住宅の新築において、ZEH水準化等に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費とする。
補助金の額	1件あたり20万円

別表3 (第3条関係)

(1) 県内に自ら居住するための住宅を新築する個人であること。
(2) 県税の滞納がないこと。
<p>(3) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>イ 法第2条第6号に規定する暴力団員</p>
(4) 国補助金について、令和7(2025)年3月24日以降に国に交付申請をしており、交付額確定を受けていること。

様式第1号（交付要領第4条関係）

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事

様

(新居住地)

住 所

フリガナ

氏 名

年度において住宅の新築をするにあたり、当該住宅の高断熱化を実施したいので、地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

申請者	氏名	
	連絡先住所 (仮住まい等の場合)	
	電話番号	
手続代行者	名称	
	所在地	
	実務担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 事業の概要

補助対象住宅 について	所在地の地番				
	ZEHの種別	<input type="checkbox"/> ZEH	<input type="checkbox"/> Nearly ZEH	<input type="checkbox"/> ZEH水準	<input type="checkbox"/> ZEH Oriented
	省エネ基準地域区分	<input type="checkbox"/> 2地域	<input type="checkbox"/> 3地域	<input type="checkbox"/> 4地域	<input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域
	再生可能エネルギー	<input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	太陽光パネル設備				
事業着手日		年 月 日			
確認済証交付年月日		年 月 日			
添付写真撮影年月日		年 月 日			
事業完了予定日※1		年 月 日			
併用国補助制度※2					
施工事業者	名称				
	本店所在地				
	資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人	
	業種				
	担当者名				
	電話番号				
	メールアドレス				

※1 実績報告に必要な全ての書類が提出できると見込まれる日付を記載してください。

※2 「みらいエコ住宅2026事業」「戸建住宅ZEH化等支援事業」等、併用する事業名を記入してください。

誓 約 書

申請者は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事

様

住 所

\_\_\_\_\_

(ふり) 氏 がな) 名

\_\_\_\_\_

生 年 月 日

\_\_\_\_\_

様式第 3 号 (交付要領第 5 条関係)

地域工務店による Z E H 普及促進事業補助金廃止 (中止) 承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

住 所

氏 名

連絡先

(手続代行者 )

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた地域工務店による Z E H 普及促進事業を次のとおり廃止又は中止したいので、承認されるよう申請します。

1 廃止又は中止の理由

様式第4号（交付要領第6条関係）

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金に係る住所（氏名）変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた地域工務店によるZEH普及促進事業について、下記のとおり住所（氏名）を変更したので、地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付要領第6条第1項の規定により住所変更届を提出します。

記

1 変更前の住所（氏名）

2 変更後の住所（氏名）

3 変更年月日 年 月 日

（注） 変更後の内容が記載された住民票を添付すること。

様式第5号（交付要領第7条関係）

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

年 月 日付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた地域工務店によるZEH普及促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の概要

申請者	氏名	
	連絡先住所	
	電話番号	
手続代行者	名称	
	所在地	
	実務担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 実績概要

補助対象 住宅 について	所在地の地番					
	ZEHの種別	<input type="checkbox"/> ZEH	<input type="checkbox"/> Nearly ZEH	<input type="checkbox"/> ZEH水準	<input type="checkbox"/> ZEH Oriented	
	省エネ基準地域区分	<input type="checkbox"/> 2地域	<input type="checkbox"/> 3地域	<input type="checkbox"/> 4地域	<input type="checkbox"/> 5地域	<input type="checkbox"/> 6地域
	再生可能エネルギー	<input type="checkbox"/> 太陽光発電		<input type="checkbox"/> その他（ ）		
	太陽光パネル設備					
事業着手日		年		月	日	
確認済証交付年月日		年		月	日	
検査済証交付年月日		年		月	日	
住宅引渡年月日		年		月	日	
事業完了日		年		月	日	
併用国補助制度※						
施工事業者	名称					
	本店所在地					
	資本金の額又は 出資の総額	円		従業員数	人	
	業種					
	担当者名					
	電話番号					

※「みらいエコ住宅2026事業」「戸建住宅ZEH化等支援事業」等、併用事業名を記入してください。

様式第 6 号 (交付要領第 8 条関係)

補助金請求書

金 円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった地域工務店による ZEH 普及促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

( 手続代行者 )

※ 通帳の写しを添付してください。

(銀行名、支店名、種別、口座番号 (カナ) が確認できるもの)

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入してください。

・発行責任者

氏 名

連絡先

・担当者

氏 名

連絡先

対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった地域工務店によるZEH普及促進事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
  
- 2 毀損（滅失）の時期  
年 月 日
  
- 3 毀損（滅失）の原因
  
- 4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

様式第 8 号 (交付要領第 12 条関係)

地域工務店による Z E H 普及促進事業補助金対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった地域工務店による Z E H 普及促進事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

- 有償譲渡  無償譲渡  交換  有償貸付  
 無償貸付  担保  
 廃棄  その他(具体的に )

3 処分の時期(予定)

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。